

# 特記仕様書

工 事 番 号	保維7-1
工 事 名	養老橋ほか長寿命化修繕工事
工 事 場 所	宇治市炭山養老 地内ほか
工 期	契約日～令和8年3月6日限り

## (適用範囲)

本特記仕様書は「保維7-1 養老橋ほか長寿命化修繕工事」（以下「本工事」という。）に適用する。

## (総 則)

本特記仕様書は本特記仕様書、工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)によるほか、

<宇治市>

「土木工事共通仕様書(案)」(以下「宇治市共通仕様書」という。)

「土木工事施工管理基準」

<近畿地方整備局>

「土木工事共通仕様書(案)」

「土木工事施工管理基準」「土木請負工事必携」

<京都府>

「土木工事共通仕様書(案)」(以下「京都府共通仕様書」という。)

「土木工事施工管理基準」「土木請負工事必携」

に基づき施工すること。

## (提出書類)

本工事における提出書類は、「土木工事関係書類(様式)」(宇治市HP掲示)によるものとする。

## (法定外の労働保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労働保険に付さなければならない。

## (請負者賠償責任保険の加入)

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間(着工から目的物引渡し予定日)とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により請負者が定めるものとする。また、契約は、工事毎の契約とするか又は年間に付する総括契約とするかを問わない。

### (建退共の提出書類)

受注者は、下記の書類（様式は宇治市ホームページ掲示）を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

	提出時期	摘要
掛金収納書の写し	契約時	
建退共運営実績報告書	完成時	
労働就労日報	完成時	
受払簿	完成時	契約工期3ヶ月以上
適用標識（シール）の掲示	施工中	写真確認
辞退届	随時	建退共対象者延人数が0人となる場合

### (施工体系図の記載)

受注者は、施工体系図にすべての下請業者及び警備業者を必ず記載すること。

### (週休2日制工事について)

- 1) 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制工事である。
- 2) 週休2日制工事の実施は、「宇治市週休2日制工事試行要領（土木工事）」に基づき、実施すること。
- 3) 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。なお、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は工事打合簿により、その理由を監督職員に報告すること。
- 4) 予定価格には月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが、月単位の週休2日に満たない場合は、契約書第24条の規定により、各経費に乗算する補正係数を通期の週休2日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。また、通期の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。
- 5) 月単位の現場閉所日数及び達成状況を工事月報の記事欄へ記載すること。
- 6) 月単位又は通期での週休2日を達成したと認められた場合、工事成績評定において加点する。
- 7) 受注者は、近畿地方整備局管内で実施する毎月第2・第4土曜日の建設現場一斉閉所に努めるものとする。

### (工事の着手)

本工事については、契約後速やかに着手すること。

養老橋における河川内での橋梁補修の施工については、非出水期施工とする。また、発注者において河川管理者と協議し、仮設足場の設置について、許可を取得する予定であるため、監督職員の指示があるまでは、施工を行ってはならない。

### (受注者相互の協力)

本工事区域内またはこれに近接して他の工事（民間工事を含む）がある場合は、

工程・通行規制および工事車両の搬入・搬出等十分調整を行うものとする。なお、本工事の工程等に影響を受ける場合には、監督職員の了承を得るものとする。

### (特定建設資材の分別解体)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「特約条項 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議をするものとする。

#### ① 分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	① 仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	① 土工	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	② 基礎	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③ 本体構造	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④ 本体付属品	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤ その他（ ）	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

#### ② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

下表の受け入れ施設は、積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りでない。

建設副産物	受入場所	受入期間及び受入	その他受入条件	距離
アスファルト塊(切削) アスファルト塊(掘削)	(株)玉井道路 075-604-6007	第2土曜日、日曜日、祝日を除く 8:00~17:00	・最大寸法の制限： 50cm×50cm 以下	8.0km
コンクリート塊(無筋)	(有)京奈リサイクル 0774-88-4074	土曜日、日曜日、祝日を除く 8:00~16:30	・最大寸法の制限： 75cm×75cm 以下	9.7km

※上記については、積算上の条件明示であり、再資源化施設等を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。  
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りでない。

(建設副産物の搬出)

建設副産物の運搬及び処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)の許可を受けた「再資源化施設」「中間処理場」「最終処分場」等に搬出する事とし、その際、必ず積載量を測定し、その資料(計量伝票等)を提出すること。但し、宇治市が指名停止措置等を行っている受入場所には搬出しないこと。

(~~残土及び産業廃棄物に関する書類の提出~~)

受注者は、~~「残土処理計画書(報告書)」及び「産業廃棄物処理計画書(報告書)」~~及び添付書類を提出すること。

なお、添付書類は以下によるものとする。

	<del>残土処理</del>	廃棄物処理
計画	○ <del>残土処理計画書</del>	○廃棄物処理計画書
	○ <del>処分地の位置図及び経路図</del>	○処分地の位置図及び経路図
		○産業廃棄物処理処分業許可書の写し (指定した処分地と同じであれば不要)
	○ <del>土質調査費を設計計上している場合 土質試験結果の写し</del>	○収集運搬を委託する場合 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し (自己運搬であれば不要)
		○産業廃棄物処理委託契約書の写し 自己運搬の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し 収集運搬を委託する場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ・排出事業者と収集運搬業者との契約書の写し
	○ <del>仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合簿 仮置場の住所 搬出車両の最大積載量</del>	○仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合簿 仮置場の住所 搬出車両の最大積載量
		○指定処分地で処分地の変更が生じた場合 ・打合簿 処分地の名称・所在地
	○再生資源利用促進計画書	○再生資源利用促進計画書
変更	○ <del>当初計画書から数量のみ変更の場合は、変更計画書は不要</del>	○当初計画書から数量のみ変更の場合は、変更計画書は不要
	○ <del>処分地変更 (当初計画書からの変更) ・残土処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・「契約書の写し」又は 「受け入れ承諾書」</del>	○処分地変更 (当初計画書からの変更) ・廃棄物処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・産業廃棄物処理処分業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し

		<input type="checkbox"/> 運搬方法変更 (当初計画書からの変更) ・ 廃棄物処理変更計画書 ・ 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し ・ 産業廃棄物処理委託契約書の写し
	<input type="checkbox"/> 再生資源利用促進計画書は不要	<input type="checkbox"/> 再生資源利用促進計画書は不要
報告	<input type="checkbox"/> 残土処理報告書	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理報告書
	<input type="checkbox"/> 受入証明書 <del>(受入れた事を証明する書類)</del> <del>・ 運搬チケットの写し等は不要</del>	<input type="checkbox"/> 「運搬管理表」または 「マニフェストの写し」 (マニフェスト原本は検査時に提示) (マニフェストで積載重量確認が出来ない場合は伝票等)
	<input type="checkbox"/> 再生資源利用促進実施書 <del>(EXCELデータ含む)</del>	<input type="checkbox"/> 再生資源利用促進実施書 (EXCELデータ含む)
	<input type="checkbox"/> 写真 <del>・ 処分地</del> <del>・ 仮置きがある場合は仮置場</del>	<input type="checkbox"/> 写真 ・ 処分地 ・ 仮置きがある場合は仮置場 ・ 自己運搬 産業廃棄物運搬車 業者名 ・ 委託運搬 産業廃棄物運搬車 業者名 許可番号

#### (再生資源利用計画)

「宇治市土木工事共通仕様書(案)第24条 建設副産物 4.再生資源利用計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

#### (再生資源利用促進計画)

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

#### (再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等)

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合には、工事現場内の土地の掘削その他形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

### (計画書及び実施書の様式及び保管)

○国土交通省ホームページ公開場所

「再生資源利用[促進]計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）」

([https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm))

掲載の再生資源利用[促進](計画書・実施書)(EXCEL形式)を使用し、自社で工事完成後5年間保管し、計画書1部、実施書1部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するとともに、再生資源利用促進計画書を公衆の見えやすい場所に掲示する。(建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書1部、実施書1部を提出するものとする。)

### (産業廃棄物の仮置き)

産業廃棄物を仮置きする場合は、「京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」・「条例施行規則」を遵守しなければならない。

### (産業廃棄物税)

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税(以下「産廃税」という。)は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

### (舗装版切断作業について)

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。

回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処置及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。

### (超早硬コンクリートについて)

#### (1)品質管理試験

伸縮装置設置工における超早硬コンクリートの施工において、硬化後荷重を載荷する時の強度及びその確認方法について、施工計画書に記載するものとする。

また、品質管理試験（スランプ試験、圧縮強度試験、空気量測定、コンクリート温度測定及び気温測定）については、橋梁毎に一回以上、監督職員立会の上、実施しなければならない。

ただし、やむを得ない場合は監督職員の承諾を得た上で、受注者のみで実施してよい。

品質規格	3時間圧縮強度 24N/mm <sup>2</sup> 以上		
	Q <sub>3</sub> H	スランプ	Max
	24	- 12 -	25

## (2) 養生

養生については、通常の施工方法としているが、寒中（暑中）コンクリートとして施工を行う必要がある場合には、外気温等を考慮してその方法を計画して監督職員の承諾を得るものとする。

また、コンクリート打設時に外気温度を測定することはもちろんのこと打設後の養生期間についても外気温度を測定すること。

## (監督職員による検査(確認を含む)及び立会等)

受注者は、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認（立会確認）を受けなければならない。

段階確認は「段階確認書」（様式16-1）、立会確認は「立会確認書」（様式17-1）によるものとする。また、「段階確認」及び「立会確認書」には確認内容が把握できる写真を添付すること。ただし、段階確認・立会確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

また、受注者は施工に先立ち作成する施工計画書に段階確認・立会確認の実施箇所を記載するものとする。

種別	細別	確認細別	施工段階（確認・立会時期）	確認頻度
舗装打換え工 （橋梁部）	路面切削（小型）	段階確認	既設床版状態確認・施工完了後	1回/橋
	橋面防水工	段階確認	仕上がり状態確認・施工完了後	
	表層	段階確認	厚さ確認・施工完了後	
ひび割れ補修工	低圧注入工法	段階確認	補修箇所確認・施工前	
断面修復工	左官工法	段階確認		
水抜きパイプ設置工	水抜きパイプ設置工	段階確認	設置箇所確認・鉄筋探査完了後	
伸縮装置取替工	伸縮継手補修	段階確認	配筋検査・伸縮装置設置完了時	

## (材料確認)

受注者は工事に使用する材料は、監督職員の確認を受けなければならない。材料確認は「材料確認書」（様式15-1）によるものとする。

また、「材料確認書」には、確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、材料確認の実施時期及び実施材料は監督職員が定めるものとする。

## (施工管理)

### 1. 品質管理及び出来形管理

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、監督職員の指示により実施すること。

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるが、次の工種については、下表のとおりとする。

工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準
舗装打換え工 (橋梁部)	面積	設計値以上	・面積については、舗装展開図を作成し算出する。
	厚さ	-7	・厚さについては、横断方向(橋軸直角方向)に3箇所/1橋、測定する。
	合材敷均し 温度	110℃以上	・測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。
	締固め度	設計値以上	・橋面舗装のためコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行うこととする。
伸縮装置取替工	据付け高さ	±3	・高さについては、車道端部、中央において車線方向に各3点計9点。
	表面の凹凸	3	・表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。
	仕上げ高さ	舗装面に対し 0 ~ -2	
	延長	設計値以上	

## (安全に関する研修・訓練等の実施)

受注者は、土木工事共通仕様書(案)の第34条「工事中の安全確保」の10から12に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

- (1) 建設工事の請負契約に関すること
- (2) 労働関係法令に関すること

<研修の参考とする図書等の例>

- ・工事請負契約書(第51条)(※除草等委託契約書(第25条))
- ・建設業法遵守ガイドライン(平成20年9月 国土交通省)
- ・建設産業における生産システム合理化指針(平成3年2月 建設省)
- ・新しい建設業法遵守の手引((財)建設業適正取引推進機構)

(標示板の設置)

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：傷んだ橋をなおしています。 工事種別：橋梁補修工事
-----------------------------------

標示板の記載例

工事標示板の大きさ（横114cm×縦140cm）

**ご迷惑をおかけします**

**傷んだ橋を  
なおしています**

令和〇〇年〇〇月〇〇日まで  
時間帯 9:00~17:00

**橋梁補修工事**

発注者 宇治市建設部維持課  
電話〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社  
電話〇〇-〇〇〇〇

設置位置	<ul style="list-style-type: none"><li>・工事区間の起終点に設置する。</li><li>・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。</li><li>・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者の支障にならないように設置する。</li></ul>
設置期間	<ul style="list-style-type: none"><li>・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。</li></ul>
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"><li>・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。</li><li>・「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。</li><li>・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。</li><li>・縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。</li><li>・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。</li><li>・道路上に設置する場合は、必要に応じ外枠にソフトカバーを付けること。</li></ul>

なお、道路幅員が狭小な場所等で上記の大きさの標示板が設置困難な場合は、通行者に対し工事内容が判別できる程度の大きさまで縮小した標示板を設置出来るものとする。

#### (低騒音型・超低騒音型の使用)

本工事の施工に当たっては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機発第 58 号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 9 年度建設省告示第 1536 号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。

上記において、「これにより難しい」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97 ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89 ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97 ラベル」に貼替えを行うこと。

#### (環境等の保全)

工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。

#### (仮設トイレの設置)

受注者は、工事の施工にあたって仮設トイレを設置するよう努めなければならない。設置出来ない場合は代替となる方法を講じなければならない。

#### (熱中症による労働災害の防止)

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業を行う場合、労働安全衛生規則に基づき、以下の対応を施工計画書へ記載のうえ実施すること。

- (1) 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症の恐れがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。
- (2) 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速にかつ的確な判断が可能となるよう、
  - ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
  - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

#### (施工時間)

本工事の作業時間は昼間(9:00～17:00)とする。

ただし、やむをえない状況により変更となる場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

#### (仮設工)

受注者は施工に先立ち作成する施工計画書に、仮設図、施工方法等を作成し、監



資 材 名	規 格	摘 要
塗膜系防水	アスファルト系	舗装打換え工（橋梁部）
成型目地材	低弾性	舗装打換え工（橋梁部）
床版防水用端末処理材		舗装打換え工（橋梁部）
改良アスファルト混合物	改質Ⅱ型密粒度アスコン	舗装打換え工（橋梁部）
注入材	エポキシ樹脂系、2種	ひび割れ補修工
シール材	エポキシ樹脂系	ひび割れ補修工
低圧注入器具		ひび割れ補修工
断面修復材	ポリマーセメントモルタル	断面修復工
水切り材	20×1000	水切り設置工
排水管		水抜きパイプ設置工
橋梁用伸縮装置	車道用、伸縮量20mm	伸縮装置取替工
レール材	路側用C種	部材取替工
交通誘導警備員		交通管理工

**（街区基準点、用地境界杭、境界プレート等について）**

用地境界杭、プレート、ピン等が施工するにあたり影響を及ぼすと考えられる場合は、監督職員と協議の上、事前に測量を実施すること。また、工事完了時にそれらの復元を行い、監督職員の確認を受けること。

**（個人情報保護）**

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一個人情報が漏洩した際は、受注者が責任を持って対処すること。

**（民地内への立入等）**

本工事に関連して民地内への立入や作業等が生じる場合は、必ず所有者の承諾を得なければならない。